

◎新潟県告示第1219号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により、国土交通大臣又は新潟県知事が指定する者に、法第6条の3第1項及び法第18条第4項の構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることとしたため、法第77条の35の8第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年11月25日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 名称及び住所

一般財団法人 日本建築総合試験所  
大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号

2 業務区域

新潟県の全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

事務所の名称 一般財団法人 日本建築総合試験所 構造判定センター  
事務所の所在地 大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号

4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次の各号に掲げる業務以外の業務

- (1) 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物(建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。)
- (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの(令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。)

5 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成28年12月1日